

## 新川崎駅周辺自転車等放置禁止区域の指定の変更について

～市民の皆様のご意見を募集します～

新川崎駅周辺では、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づいて、昭和63年12月1日に、駅周辺の公共の場所を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車の対策を実施してまいりました。

このたび、新川崎地区における整備事業の進捗に伴い、放置禁止区域の変更を行うことにつきまして、皆様のご意見を募集いたします。

### 1 募集期間

平成25年8月1日（木）から平成25年8月31日（土）まで

### 2 意見書の提出方法

住所、氏名、連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

#### (1) 電子メール

市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用下さい。

#### (2) ファクシミリ

FAX番号 044-200-3973

（川崎市建設緑政局自転車対策室あて）

#### (3) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎10階）

川崎市建設緑政局自転車対策室

#### 《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

### 3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）  
建設緑政局自転車対策室（川崎市役所第3庁舎10階）、川崎市ホームページ

### 4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局自転車対策室

電話 044-200-2303 FAX 番号 044-200-3973

E-mail: 53ziten@city.kawasaki.jp

## 新川崎駅周辺自転車等放置禁止区域の指定の変更の概要

本市では、公共の場所における自転車の放置による危険又は障害を除去することにより、歩行者等の通行の安全と円滑及び緊急活動の場の確保を図るため、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、現在、市内44駅において、駅周辺の公共の場所を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車対策を実施しております。

新川崎駅周辺については、昭和63年12月1日に放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去等の対策を行ってまいりましたが、新川崎地区における整備事業の進捗に伴いまして、平成25年10月1日に、鹿島田こ線歩道橋などの区域についても、放置禁止区域の追加指定を行う予定でございます。

1 指定の変更の箇所 新川崎駅周辺（別図参照）

2 指定の変更予定日 平成25年10月1日

3 新川崎駅周辺における自転車利用等の状況

（川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査〔平成24年度・平日午前9時台〕）

- ・駐輪場利用台数 2, 479台 ①
  - ・放置自転車等台数 47台 ②
  - ・自転車等利用台数 2, 526台 ①+②
- （駐輪場収容台数 2, 748台）

4 今後のスケジュール（予定）

平成25年8月1日～31日	意見募集（パブリックコメント手続）の実施
平成25年9月中	放置禁止区域の指定の告示
平成25年10月1日	放置禁止区域の指定の変更

# 新川崎駅周辺放置禁止区域

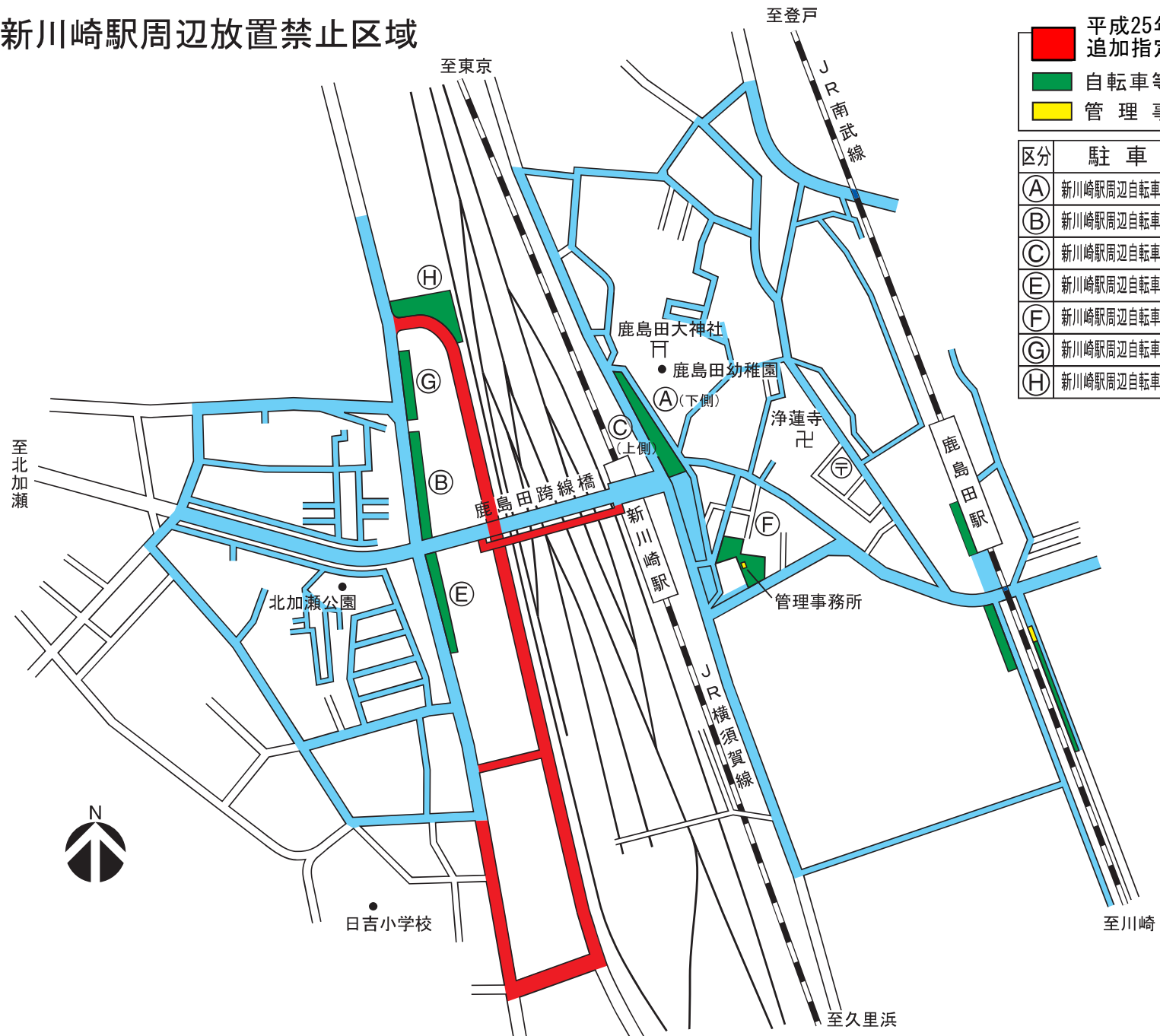
放置禁止区域  
(指定済み)

平成25年10月1日  
追加指定予定箇所

自転車等駐車場

管理事務所

区分	駐車場名
(A)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第1施設
(B)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第2施設
(C)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第3施設
(E)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第5施設
(F)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第6施設
(G)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第7施設
(H)	新川崎駅周辺自転車等駐車場第8施設



「川崎市自転車等の放置防止に関する条例（抜粋）」

第2章 自転車等放置禁止区域等

（放置禁止区域の指定）

第7条 市長は、公共の場所であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定するときは、当該指定する区域内に規則で定める事項を記載した立看板等をあらかじめ掲示する。
- 4 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

（放置禁止区域の指定の変更等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止）

第9条 自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（放置禁止区域内の放置自転車等の撤去等）

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場又は放置禁止区域以外の場所に移動するよう命ずることができる。

- 2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による命令に従わないとき、又は放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。